

財務省告示第五百七十三号

省令第三十号（第五号第十項の規定に基づき、平

成十五年八月二十日に発行した利付国債の発行条

件等を次のとおり告示する。

平成十五年九月九日

財務大臣 塩川 正十郎

一 名称及び記 利付国庫債券（二年）（第二百十

一回）

二 発行の根拠 財政融資資金特別会計法（昭和

二十六年法律第一百一号）第十一

の法律及びそ 条第一項及び国債整理基金特別

の条項 会計法（明治三十九年法律第六

三 振替法の適 号）第五号第一項

用等 成十三年法律第七十五号。以下

「振替法」という。の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて、価格競争入札におい

て定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額により加重平均し

て得られる価格をその発行価格

とするものによる発行（以下「

非競争入札発行」という。）

五 募入決定の

イ 方法 各申込みのうち応募価格の高い

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

札
発
行

十
三
二

利
率
初
期
利
子

年〇・一パーセント
平成十六年二月十日を
とし、次の算式により算
出された支払期
金の額を支払う。ただし、
が銀行休業日に当たるとき
はその翌営業日に支払う
（以下、）
次の期日について同じ。
す
る
期
日
に
つ
い
て
同
じ
。

$$\frac{\text{簿面金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

十
四

第
二
期
利
子
以
後

毎年二月十日及び八月
十日を、その日以前六月
間に属する

十
五

償
還
期
限

平成十七年八月二十日

十
六

償
還
金
額

日本銀行額百円につき百
円

十
七

払
入
場
所
加

財務大臣から通知を受け
た者

十
八

払
込
期
日

平成十五年八月二十日